第三章　原産地規則
第二十八条　定義
第二十九条　原産品
第三十条　累積
第三十一条　僅少の非原産材料
第三十二条　原産資格を与えることとならない作業
第三十三条　積送基準
第三十四条　組み立ててないか又は分解してある産品
第三十五条　代替性のある産品及び材料
第三十六条　間接材料
第三十七条　附属品、予備部品及び工具
第三十八条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十九条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第四十条　関税上の特恵待遇の要求
第四十一条　原産地証明書
第四十二条　輸出に関する義務
第四十三条　原産地証明書に基づく確認の要請
第四十四条　原産品であるか否かについての確認のための訪問
第四十五条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
第四十六条　秘密性
第四十七条　虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十八条　雑則
第四十九条　原産地規則に関する小委員会
第五十条　原産地規則のための運用上の手続規則
第四章　税関手続
第五十一条　適用範囲
第五十二条　定義
第五十三条　透明性
第五十四条　通関
第五十五条　協力及び情報の交換
第五十六条　税関手続に関する小委員会
第五章　投資
第五十七条　適用範囲
第五十八条　定義
第五十九条　内国民待遇
第六十条　最恵国待遇
第六十一条　一般的待遇
第六十二条　裁判所の裁判を受ける権利
第六十三条　特定措置の履行要求の禁止
第六十四条　留保及び例外
第六十五条　収用及び補償
第六十六条　争乱からの保護
第六十七条　資金の移転
第六十八条　代位
第六十九条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第七十条　一時的なセーフガード措置
第七十一条　信用秩序の維持のための措置
第七十二条　利益の否認
第七十三条　収用を構成する租税に係る課税措置
第七十四条　環境に関する措置
第七十五条　投資に関する小委員会
第六章　サービスの貿易
第七十六条　適用範囲
第七十七条　定義
第七十八条　市場アクセス
第七十九条　内国民待遇
第八十条　追加的な約束
第八十一条　特定の約束に係る表
第八十二条　最恵国待遇
第八十三条　許可、免許又は資格
第八十四条　相互承認
第八十五条　透明性
第八十六条　独占及び排他的なサービス提供者
第八十七条　支払及び資金の移転
第八十八条　国際収支の擁護のための制限
第八十九条　セーフガード措置
第九十条　利益の否認
第九十一条　サービスの貿易に関する小委員会
第七章　自然人の移動
第九十二条　適用範囲
第九十三条　定義
第九十四条　特定の約束
第九十五条　要件及び手続
第九十六条　自然人の移動に関する小委員会
第七章のＡ　電子商取引
第九十六条のＡ　適用範囲
第九十六条のＢ　定義
第九十六条のＣ　オンラインの消費者の保護
第九十六条のＤ　個人情報の保護
第九十六条のＥ　国内規制の枠組み
第九十六条のＦ　国境を越える情報の流通
第九十六条のＧ　コンピュータ関連設備の設置
第九十六条のＨ　ソース・コード
第九十六条のＩ　協力
第八章　エネルギー及び鉱物資源
第九十七条　定義
第九十八条　投資の促進及び円滑化
第九十九条　輸入及び輸出の制限
第百条　輸出許可手続及びその運用
第百一条　エネルギー・鉱物資源規制措置
第百二条　環境上の側面
第百三条　地域社会の開発
第百四条　協力
第百五条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会